

事業報告書

(自 令和 5 年 5 月 1 日 至 令和 6 年 4 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 小値賀歯科診療所
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資限度額法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2720番地3号

(3) 設立認可年月日 平成 8 年 10 月 1 日

(4) 設立登記年月日 平成 8 年 10 月 1 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	東 繭	
理 事	東 澄子	
同	中村 茂	
監 事	寺崎 茂	

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 小値賀歯科診療所	長崎県北松浦郡小値賀町 笛吹郷2720番地3号	一 般 病 床 0 床 療 養 病 床 0 床 [医 療 保 険 0 床] [介 護 保 険 0 床]

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

(3) 収益業務(社会医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 6 月 21 日 令和 4 年度決算の確定
令和 6 年 4 月 23 日 令和 6 年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
なし

(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設
なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし

(9) その他
なし

法人名 医療法人小値賀歯科診療所
所在地 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2720番地3号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 6 年 4 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	7,041	I 流 動 負 債	8,352
II 固 定 資 産	4,783	II 固 定 負 債	
1 有 形 固 定 資 産	4,708	負 債 合 計	8,352
2 無 形 固 定 資 産	75	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産		科 目	金 額
		I 基 金	10,000
		II 積 立 金	△ 6,528
		純 資 産 合 計	3,472
資 産 合 計	11,824	負債・純資産合計	11,824

法人名 医療法人小値賀歯科診療所
所在地 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2720番地3号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
(自 令和 5 年 5 月 1 日 至 令和 6 年 4 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	20,995
2 事業費用	20,488
本来業務事業利益	507
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	507
II 事業外収益	667
III 事業外費用	
経常利益	1,174
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	1,174
法人税等	71
当期純利益	1,103

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人小値賀歯科診療所
所在地 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2720番地3号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和 6 年 4 月 30 日現在)

1. 資 産 額	11,824 千円
2. 負 債 額	8,352 千円
3. 純 資 産 額	3,472 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	7,041
B 固 定 資 産	4,783
C 資 産 合 計 (A + B)	11,824
D 負 債 合 計	8,352
E 純 資 産 (C - D)	3,472

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 ☒ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 ☒ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 小値賀齒科診療所
所在地 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2720番地3号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1)法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2)個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人小値賀歯科診療所

理事長 東 繭 殿

私は、医療法人小値賀歯科診療所の令和5年度（令和5年5月1日から令和6年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年6月24日

医療法人小値賀歯科診療所

監事 寺崎 茂

